

基補発0311第1号  
令和2年3月11日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

「新型コロナウイルス感染症防止等のための対応に  
ついて」に係る労災部署における対応について

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための都道府県労働局及び労働基準監督署の当面の対応については、「新型コロナウイルス感染症防止等のための対応について」（令和2年3月11日付け地発0311第4号、基総発0311第1号、職総発0311第1号、雇均総発0311第1号、開総発0311第1号）により指示されたところであるが、これを踏まえ、労災補償業務においては、感染拡大防止のため、下記に留意されたい。

#### 記

##### 1 各種保険給付等の請求について

労働者災害補償保険法に基づく各種保険給付等の請求に関しては、相談等の機会を通じて、被災労働者等に対して郵送等での請求が可能であることを周知すること。

##### 2 聴取等の調査の実施について

関係者からの聴取等の調査の実施に当たっては、「今後の労災保険給付等の適正な事務処理に当たって留意すべき事項について」（平成30年5月21日付け基発0521第2号）に基づき、文書照会、電話録取等の適切な手法で行うこととし、必要に応じて実地調査を行う対応を徹底すること。